

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年7月9日

住 所 北海道帯広市西二十四条北四丁目5番地の4

氏 名 株式会社北海道エコシス
代表取締役 近藤 誠勝

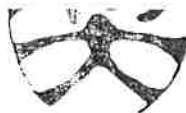
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成24年7月9日	許可番号	十環生第1315号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第1号（汚泥の脱水施設） ----- 汚泥（有機性汚泥）、廃油		
設置場所	北海道帯広市西二十条北五丁目3番6		
処理能力	20m ³ /日（8時間） 2.5m ³ /時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（十勝総合振興局）



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年7月9日

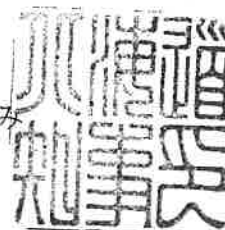
住 所 北海道帯広市西二十四条北四丁目5番地の4

氏 名 株式会社北海道エコシス

代表取締役 近藤 誠勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成24年7月9日	許可番号	十環生第1315-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第1号（汚泥の脱水施設） ----- 汚泥（無機性汚泥）、廃油		
設置場所	北海道帯広市西二十条北五丁目3番6		
処理能力	30m ³ /日（8時間） 3.75m ³ /時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（十勝総合振興局）

十環生第 3924 号

平成25年3月29日

株式会社北海道エコシス

代表取締役 近藤 誠勝 様

北海道知事 高橋 はるみ

産業廃棄物処理施設の使用前検査結果について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第15条の2第5項の規定に基づき実施した次の検査について、第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを通知します。

記

- 1 検査実施年月日
平成25年3月12日
- 2 施設の許可年月日及び許可番号
平成24年7月9日、十環生第1315号
- 3 施設の種類
施行令第7条第1号（汚泥の脱水施設）
- 4 処理能力
20立方メートル／日（8時間） 2.5立方メートル／時間
- 5 設置場所
帯広市西二十条北五丁目3番6

（十勝総合振興局保健環境部環境生活課主査（地域環境））



十環生第1315号指令

北海道帯広市西二十四条北四丁目5番地の4

株式会社北海道エコシス

平成24年5月15日申請の産業廃棄物処理施設の設置は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により許可します。

平成24年7月9日

北海道知事 高橋 はるみ



（十勝総合振興局保健環境部環境生活課主査（地域環境））